

情報提供

那医発第 473 号
令和4年11月18日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和4年の医師の届出について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1260 号 F
令和4年11月17日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里 達也
(地域医療担当理事)



令和4年の医師の届出について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記通知文が以下のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、本年が、医師法第6条第3項の規定により義務付けられた「医師届出票」の届出実施年にあたることから、令和5年1月16日(月)までに届出を行っていただくよう周知すると共に、令和4年の届出から、医療機関等に勤務する医師については医療従事者届出システムを活用し、医療機関等を通じてオンラインによる届出が可能となること、また、歯科医師及び薬剤師の届出、看護職員業務従事者届についてもオンラインでの届出は医療機関等を通じた対応となる旨が示されております。

なお、医師の届出を行わない場合、50万円以下の罰金とされ、厚生労働省の「医師等資格確認検索システム」にも氏名等が掲載されませんので十分ご注意ください。

届出に関する詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認いただきますようお願い致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

沖縄県医師会業務第1課：平木、徳村
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：g1@okinawa.med.or.jp